

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例		
条 例 番 号	平成 6 年神奈川県条例第 1 号	法 規 集	第 6 編第 1 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部地域保健福祉課		
条 例 の 概 要	将来県内等において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	将来県内等において、介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の業務に従事する人材を育成・確保するため、修学資金の貸付けに関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	修学資金の貸付けを受けた多数の学生が、卒業後、県内で介護福祉士等として就業しており、県内の介護福祉士等の育成・確保に有効に機能している。	貸付実績 H21: 43 人、14,652 千円 H20: 92 人、32,358 千円 H19: 116 人、40,897 千円 (H21 は当初予算額で H20 からの継続貸付分のみ)
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	修学資金の額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合している)	神奈川県力構想・実施計画の戦略プロジェクトに「保健・医療・福祉人材の育成・確保」を位置付け、県内の介護福祉士等の育成・確保に取り組んでいるところであり、修学資金の貸付けを規定する本条例の内容は、基本方針に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	修学資金の貸付け、返還、債務の免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しないものである。	
	その他		
見直し結果	理 由	特 記 事 項	
改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	平成 21～23 年度新規貸付は国緊急対策により県社会福祉協議会で実施中。 平成 24 年度以降は、財源となる国庫支出金の予算編成状況を見極め、本条例の修学資金の額等を見直す必要がある。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	(有) 無